

令和4年台風第15号により被災された皆さまへ 「静岡市被災者応急住宅支援金」のご案内

令和4年台風第15号の災害により住宅に床上浸水の被害を受けられた皆様が一時的に民間賃貸住宅に入居した場合の家賃等の費用の一部を支援金として支給します。

◆ 支援金の対象となる方【下記(1)～(3)の全てに該当】

- (1) 災害の発生時点（令和4年9月23日）において静岡市内に居住
- (2) 令和4年台風第15号により住居が床上浸水の被害を受けた
- (3) 令和4年9月23日以降に静岡市内の民間賃貸住宅を賃借・居住

※既に賃貸借契約を契約済の方や退去済の方も支援金の対象となります。

◆ 支援金の額

家賃	3か月分まで（※被災した住宅が自己所有の場合はさらに3か月延長可能）			
	<ul style="list-style-type: none"> ・管理費、共益費を含みます。 ・駐車場代、自治会費、ペット飼育追加費は除きます。 ・月額下表の金額以内とします。 			
	1人世帯	2人世帯	3～4人世帯	5人以上世帯
	50,000円	65,000円	70,000円	100,000円
礼金	上記家賃の1か月分を限度とします。			
仲介手数料	上記家賃の0.55月分を限度とします。			

※賃貸借契約の内容が上記の上限を超える場合であっても、その部分を自己負担していたら、支援金を受けることができます。

◆ 申し込み手続き

賃貸借契約後、以下の書類を下記の受付窓口を持参または郵送してください。

- (1) 被災者応急住宅支援金交付申請書（様式第1号）
- (2) 賃貸借契約書の写し
- (3) 罹災証明書の写し

◆ その他

- ・支援金の請求の際には、家賃等を貸主や不動産事業者へ支払ったことを確認できるもの（領収書の写し等）が必要です。
- ・静岡県借上げ型応急住宅事業との併用はできません。

◆ 受付窓口

静岡市役所 住宅政策課 住まいまちづくり係（静岡庁舎新館5階）
〒420-8602 静岡市葵区追手町5番1号 電話：054-221-1590